

平成31年定例会 予算決算常任委員会  
戦略企画雇用経済分科会  
提出資料

◎ 議案説明事項

議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例案

議提議案第2号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
案

議案第79号 平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）

議案第95号 平成31年度三重県一般会計補正予算（第1号）

平成31年3月7日

議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に  
 関する条例の一部を改正する条例案について

1 条例改正の内容

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の  
 期末手当の年間支給割合を100分の335（現行100分の330）に改正する  
 ものである。

2 施行期日

この条例は、公布の日（一部平成31年4月1日）から施行するものとする。

議員の期末手当支給割合

年間支給割合	現 行		平成30年度		平成31年度～	
	3. 30月		3. 35月		3. 35月	
支給月	6月	12月	6月	12月	6月	12月
支給割合	1.575	1.725	1.575	1.775	1.675	1.675



議提議案第一号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十五日

提出者

藤根 正典  
田中 祐治  
大久保孝栄  
津村 衛  
藤田 宜三  
中嶋 年規  
村林 聡  
今井 智広  
三谷 哲央  
水谷 隆

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

正する。

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在)において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百六十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在)において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定(次項において「新条例の規定」という。)は、平成三十年十二月の期末手当から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて平成三十年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第2号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に  
関する条例の一部を改正する条例案について

1 条例改正の内容

議会経費の削減のため、平成31年5月1日から平成35年4月29日までの間、議長、副議長及び議員の議員報酬の月額をそれぞれ10%減額するものである。

2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行するものとする。



議提議案第二号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十五日

提出者

藤根 正典  
田中 祐治  
大久保孝栄  
津村 衛  
藤田 宜三  
中嶋 年規  
村林 聡  
今井 智広  
三谷 哲央  
水谷 隆

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 159 (略)</p> <p>10 三重県議会議員の議員報酬の月額は、平成三十一年五月一日から平成三十五年四月二十九日までの間において、第二条の規定にかかわらず、同条に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に掲げる額とする。</p>	<p>附則 159 (略)</p>

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の削減のため、議員報酬を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。





## 議提議案第3号 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正 する条例案について

### 1 条例改正の内容

議会経費の削減のため、平成31年5月1日から平成35年4月29日までの間、三重県議会の会派に交付される政務活動費の月額を、1人当たり15万円から5万千円に減額するものである。

### 2 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行するものとする。



議提議案第三号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十一年二月十五日

提出者

藤根 正典  
 田中 祐治  
 大久保孝栄  
 津村 衛  
 藤田 宜三  
 中嶋 年規  
 村林 聡  
 今井 智広  
 三谷 哲央  
 水谷 隆

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
158 (略)	附則	158 (略)	附則
9 平成三十一年五月一日から平成三十五年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、五万千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。			

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

議会議費の削減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。



議案第79号 平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）及び  
 議案第95号 平成31年度三重県一般会計補正予算（第1号）について  
 議会事務局

議案第79号「平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）」のうち議会事務局関係について、及び議案第95号「平成31年度三重県一般会計補正予算（第1号）」について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第79号「平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）」のうち議会事務局関係につきましては、歳出予算におきまして、総額で894万1千円の減額補正を行うものです。

その内訳は、議会費において、議員の期末手当の支給割合の改正に係る関係条例の提出に伴い290万7千円を増額するとともに、議会運営に要する経費の精査等により1,208万円を減額するほか、事務局費において、職員の人件費の精査により23万2千円を増額するものです。

議会事務局関係 平成30年度一般会計補正予算（第4号）一覧表

【歳出】

(単位：千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	説明
議会費	1,114,719	△9,173	1,105,546	議員報酬等 2,907 議会運営費等 △12,080
事務局費	346,326	232	346,558	人件費 232
議会費計	1,461,045	△8,941	1,452,104	

次に、議案第95号「平成31年度三重県一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳出予算におきまして、総額で9,930万1千円の減額補正を行うものです。

その内訳は、議会費において、議員の期末手当の支給割合の改正に係る関係条例の提出に伴い308万7千円を増額するとともに、議会経費削減のための議員報酬及び政務活動費の減額に係る関係条例の提出に伴い、5月以降の議員報酬4,684万9千円及び政務活動費5,553万9千円を減額するものです。

議会事務局関係 平成31年度一般会計補正予算（第1号）一覧表

【歳出】

（単位：千円）

事業名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	説明
議会費	1,218,512	△99,301	1,119,211	期末手当 3,087 議員報酬等 △46,849 政務活動費 △55,539
事務局費	325,384	0	325,384	
議会費計	1,543,896	△99,301	1,444,595	